

審査基準及び標準処理期間

平成28年6月23日作成

| | |
|----------|---|
| 法令等名 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等適正化法」という。） |
| 根拠条項 | 第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項 |
| 処分の概要 | 法人の合併による許可証の書換え |
| 原権者（委任先） | 大阪府公安委員会 |
| 法令等の定め | 風俗営業等適正化法 第31条の23において準用する第7条の2第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認） 第31条の23において準用する第7条の2第3項（法人の合併による許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（書換え申請書の提出） 第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続） |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 14日 |
| 申請先 | 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係 |
| 問い合わせ先 | 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係 |
| 備考 | |